

# ふくしまの復興・再生に向けた要求書

【平成28年7月】



福島県町村会  
会長 加藤 憲 郎

# ふくしまの復興・再生に向けた要求

本県に未曾有の被害をもたらした東京電力福島第一原子力発電所事故から5年余が過ぎる。

この間、我々町村は、住民の安全・安心を確保するため、そして、本県の早期復興のため一丸となって邁進してきたところであり、政府の方針に基づく、避難指示区域の解除も進んでいる。

しかしながら、現在も多くの県民が困難な避難生活を余儀なくされており、また、本県復興の前提となる東京電力福島第一原子力発電所の廃炉も汚染水問題や溶解燃料の取り出しといった難題を抱え、決して予断を許す状況にはない。

については、東京電力福島第一原子力発電所事故から本県が真の復興・再生を果たせるよう、次の事項について強く要求する。

## 1. 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組み

- (1) 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」等に基づき、技術的課題への対応を含め、国内外の英知を結集させ、東京電力（株）の総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。
- (2) 汚染水漏えいなどのトラブル防止に向け、設備の信頼性の向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を図ること。
- (3) 今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境のさらなる改善や労働災害の防止対策の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことのできる環境を整備すること。

(4) 先般の「炉心溶融」隠ぺい問題や過去の汚染水漏れ事故等の公表遅れなど、二度と県民の信頼を裏切る行為を行うことのないよう、情報公開並びに迅速な通報・連絡を徹底すること。

また、廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組みを県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく説明し、不安の解消に努めること。

(5) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国及び事業者の責任において行われる廃炉対策の一環として、その処理・処分方法を検討・決定し、県外において適切に処分すること。

## 2. 福島第二原子力発電所の廃炉

原発事故という未曾有の事故により、今も苦難を強いられている本県の実情を重く受け止め、県民が強く求める県内全原発の廃炉を実現するよう、早急に福島第二原子力発電所の廃炉を決断すること。

## 3. 損害賠償等

(1) 「指針」は、賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の生活や事業の再建につながるよう、個別具体的な事情への対応を含め、被害の実態に見合った的確かつ迅速な賠償を行うこと。

(2) 賠償請求未了者への請求手続きの周知や相談窓等での誠意ある丁寧な対応を徹底すること。

(3) 商工業等に係る営業損害の一括払いにあたって、原子力災害との因果関係の確認を簡易な方法で柔軟に対応するとともに、相当因果関係のある損害が継続する間は、確実に賠償すること。

(4) 避難指示区域内の農林業に係る営業損害に対する賠償にあたっては、長期間の不耕作による農地の荒廃などにより、将来の農業経営に対する懸念を強めている現状を踏まえ、包括請求期間経過後の平成29年1月以降の取扱いを早急に示すこと。

また、避難指示区域外についても依然として出荷制限や風評による被害が発生していることを踏まえ、平成29年1月以降も賠償を継続すること。

(5) 避難指示解除後の賠償が継続する「相当期間」については、それぞれの地域の特別な状況や個別具体的な事案に応じて対応し、生活や事業の再開のための必要な期間を確実に確保すること。

(6) 「原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）」が提示した「総括基準」や「和解仲介案」を積極的に受け入れ、迅速に賠償を行うとともに、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介手続きによらず直接請求によって、一律に対応すること。

(7) 住民の安全・安心を守るため、地方公共団体が行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであるので、最後まで確実に賠償すること。

(8) 「総合特別事業計画」に掲げられた「3つの誓い」を正社員はもとより、委託・契約社員を含め一人一人に厳守させること。